

令和 2 年 2 月

# 第 1 回稲城市議会定例会議案

( 2 月 2 6 日開会  
月 日閉会 )

氏 名

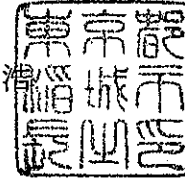


稲城市告示第19号

令和2年第1回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和2年2月19日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和2年2月26日
- 2 場所 稲城市議会議場

## 令和2年第1回稲城市議会定例会 議案目録

### <条 例>

- 第 1 号議案 稲城市学校給食費の管理に関する条例
- 第 2 号議案 稲城市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 3 号議案 稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 4 号議案 稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 号議案 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 号議案 稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 号議案 稲城市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 第 9 号議案 稲城市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 10 号議案 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例
- 第 11 号議案 稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 号議案 稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

### <補正予算>

- 第 13 号議案 平成31年度東京都稲城市一般会計補正予算 (第5号)
- 第 14 号議案 平成31年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第15号議案 平成31年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第16号議案 平成31年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

<当初予算>

第17号議案 令和2年度東京都稲城市一般会計予算

第18号議案 令和2年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算

第19号議案 令和2年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算

第20号議案 令和2年度東京都稲城市介護保険特別会計予算

第21号議案 令和2年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

第22号議案 令和2年度東京都稲城市下水道事業会計予算

第23号議案 令和2年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

第24号議案 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について

第25号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

第26号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

第27号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

## 第1号議案

### 稲城市学校給食費の管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

#### (提案理由)

学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき稲城市が実施する学校給食に係る学校給食費の公会計化に伴い必要な事項を定めるため、稲城市学校給食費の管理に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市学校給食費の管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）

第4条の規定に基づき稲城市（以下「市」という。）が実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めることにより、学校給食費の適正な管理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項の学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項の学校給食費をいう。

### (市長の責務)

第3条 市長は、法令及び条例、規則等の規定に基づき、学校給食費を適正に管理しなければならない。

### (台帳の整備)

第4条 市長は、学校給食費の管理に必要な事項を記録した台帳を備え付けなければならない。

### (債権の放棄)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費に係る債権を放棄することができる。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (2) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者の所在が不明であることにより、債務者から時効の援用の意思を確認できないとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について民法（明治29年法律第89号）第922条に規定する限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、

債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2本文の措置をとってもなお完全に納付されない当該債権について、当該措置が終了した時点において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (6) 地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該措置をとった日から1年が経過した後においても、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (7) 債務者が無資力又は著しい生活困窮の状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合であって、弁済の見込みがないとき。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第2号議案

稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定を踏まえ、稲城市印鑑条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。



## 稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

稲城市印鑑条例（昭和62年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「印鑑」を「、印鑑」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 第3号議案

#### 稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

#### (提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第1条の規定による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

稲城市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第4号議案

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

公益財団法人東京市町村自治調査会に職員を派遣できることとするため、稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 公益財団法人東京市町村自治調査会

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第5号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年稲城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者が別に定めることができる。

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第6号議案

稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

消防団員の報酬額を改定し、及び産業医の報酬額を規定するため、稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。



稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表8の部消防団の款を次のように改める。

消防団	団長	年額	320,000	
	副団長	年額	244,000	
	分団長	年額	170,000	
	副分団長	年額	125,000	
	部長	年額	103,000	
	班長	年額	90,000	
	団員	年額	83,000	
	支援団員	年額	18,000	

(会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年稲城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第3条第4項を削る改正規定の次に次のように加える。

別表8の部保育園歯科医の項の次に次のように加える。

産業医	月額	53,000	
市立病院産業医	月額	90,000	

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

第7号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.68」を「100分の5.16」に改める。

第5条中「29,400円」を「34,100円」に改める。

第6条中「100分の1.16」を「100分の1.19」に改める。

第7条中「7,600円」を「8,300円」に改める。

第21条第1号ア中「20,580円」を「23,870円」に改め、同号イ中「5,320円」を「5,810円」に改め、同条第2号ア中「14,700円」を「17,050円」に改め、同号イ中「3,800円」を「4,150円」に改め、同条第3号ア中「5,880円」を「6,820円」に改め、同号イ中「1,520円」を「1,660円」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 第 8 号議案

稲城市立保育所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市立第四保育園の民営化に伴い、稲城市立保育所設置条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市立保育所設置条例の一部を改正する条例

稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 稲城市立第四保育園の項を削る。

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第9号議案

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

消費税率及び地方消費税率の引上げへの対応として、低所得者の介護保険料をより一層軽減する措置を講ずる等のため、稲城市介護保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条に次の1項を加える。

4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和2年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号に該当する者 16,400円
- (2) 第1項第2号に該当する者 27,600円
- (3) 第1項第3号に該当する者 40,100円

### 付 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第18条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

#### （適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市介護保険条例第18条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。



## 第10号議案

多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

### (提案理由)

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第183号）第30条の規定による土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）の改正に伴い、多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例、多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例、多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例及び多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例

(多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第1条 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成元年稲城市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第32条第5項中「利子は年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第2条 多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成4年稲城市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「利子は年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第3条 多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成4年稲城市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「利子は年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第4条 多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成4年稲城市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「利子は年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第11号議案

稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

7

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）第1条の規定による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年稲城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項前段」を「第243条の2の2第8項前段」に改める。

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第12号議案

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）第1条の規定による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項前段」に改める。

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第13号議案

平成 31 年 度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）



平成 31 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

平成31年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 198,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,249,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 2 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		5,171,131	60,961	5,232,092
	1 国庫負担金	4,418,451	60,961	4,479,412
17 都支出金		5,739,591	35,009	5,774,600
	1 都負担金	1,628,727	34,307	1,663,034
	2 都補助金	3,868,664	702	3,869,366
19 寄附金		7,880	50	7,930
	1 寄附金	7,880	50	7,930
20 繰入金		1,000,508	112,197	1,112,705
	1 基金繰入金	999,321	112,197	1,111,518
22 諸収入		787,250	△9,879	777,371
	5 受託事業収入	498,835	△9,879	488,956
歳入合計		35,051,267	198,338	35,249,605

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,431,953	50	3,432,003
	1 総務管理費	2,700,811	50	2,700,861
3 民生費		16,004,175	197,586	16,201,761
	1 社会福祉費	4,828,449	187,673	5,016,122
	2 児童福祉費	8,796,276	9,913	8,806,189
6 農林費		73,142	702	73,844
	1 農業費	73,142	702	73,844
8 土木費		3,698,288	0	3,698,288
	2 道路橋梁費	1,091,963	0	1,091,963
歳出合計		35,051,267	198,338	35,249,605

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	多3・4・12号読売ランド線受託事業	9,879



歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第16款 国庫支出金 (補正額 60,961 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	4,418,451	60,961	4,479,412		
	1 民生費国庫負担金	4,418,451	60,961	4,479,412		
					1 社会福祉費負担金	48,437
					2 児童福祉費負担金	4,956
					4 国民健康保険基盤安定負担金	7,568
	計	5,171,131	60,961	5,232,092		

第17款 都支出金 (補正額 35,009 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,628,727	34,307	1,663,034		
	1 民生費都負担金	1,627,639	34,307	1,661,946		
					1 社会福祉費負担金	24,218
					2 児童福祉費負担金	2,478
					4 国民健康保険基盤安定負担金	5,749
					5 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	1,862
2	都補助金	3,868,664	702	3,869,366		

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課)	48,437
障害者自立支援給付費等負担金(1/2)	39,170
障害者医療費負担金(1/2)	9,267
(障害福祉課)	4,956
児童保護費等負担金(1/2)	4,956
(保険年金課)	7,568
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/2)	7,568

第16款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課)	24,218
障害者自立支援給付費等負担金(1/4)	19,585
更生医療費負担金(1/4)	4,633
(障害福祉課)	2,478
児童保護費等負担金(1/4)	2,478
(保険年金課)	5,749
国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分(3/4)	1,965
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/4)	3,784
(保険年金課)	1,862
後期高齢者医療保険料軽減負担分	1,862
低所得者減額賦課負担金(3/4)	1,877
旧被扶養者分減額賦課負担金(3/4)	△15

第17款 都 支 出 金



科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	8 農林費都補助金	10,854	702	11,556		
					1 農業費補助金	702
	計	5,739,591	35,009	5,774,600		

第19款 寄 附 金 (補正額 50 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	7,880	50	7,930		
	2 土木費寄附金	0	50	50		
					1 都市計画費 寄 附 金	50
	計	7,880	50	7,930		

第20款 繰 入 金 (補正額 112,197 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	999,321	112,197	1,111,518		
	1 財政調整基金 繰 入 金	729,803	112,197	842,000		
					1 財政調整基金 繰 入 金	112,197
	計	1,000,508	112,197	1,112,705		

(単位：千円)

説 明	
(経済観光課)	702
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(4.5/10)	702

第17款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(土木課)	50
ホテル育成事業指定寄附金	50

第19款 寄 附 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	112,197
財政調整基金繰入金	112,197

第20款 繰 入 金

第22款 諸 収 入 (補正額 △9,879 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
5	受 託 事 業 収 入	498,835	△9,879	488,956		
	1 受 託 事 業 収 入	498,835	△9,879	488,956		
					2 土 木 費 受 託 事 業 収 入	△9,879
	計	787,250	△9,879	777,371		

(単位：千円)

説	明	
(土木課) 多3・4・12号読売ランド線受託事業収入		△9,879 △9,879

第22款 諸 収 入





第3款 民生費 (補正額 197,586 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,828,449	187,673	5,016,122	56,005	31,829	0	0	99,839
	2 心身障害者福祉費	1,572,040	96,876	1,668,916	48,437	24,218	0	0	24,221
					48,437	24,218	0	0	24,221
	5 国民健康保険事業費	1,102,752	16,346	1,119,098	7,568	5,749	0	0	3,029
					7,568	5,749	0	0	3,029
	7 後期高齢者事業費	741,873	74,451	816,324	0	1,862	0	0	72,589
					0	1,862	0	0	72,589
2	児童福祉費	8,796,276	9,913	8,806,189	4,956	2,478	0	0	2,479
	2 児童処遇費	7,477,067	9,913	7,486,980	4,956	2,478	0	0	2,479
					4,956	2,478	0	0	2,479
	計	16,004,175	197,586	16,201,761	60,961	34,307	0	0	102,318

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
20 扶 助 費	96,876	5 自立支援給付等事業（障害福祉課） 96,876
		20扶助費 96,876
		障害介護給付費 78,340
		更生医療費 18,536
28 繰 出 金	16,346	2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課） 16,346
		28繰出金 16,346
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金 △4,210
		保険基盤安定繰出金 17,756
		出産育児一時金繰出金 2,800
28 繰 出 金	74,451	2 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険年金課） 74,451
		28繰出金 74,451
		保険基盤安定等繰出金 74,451
20 扶 助 費	9,913	6 障害児支援事業（障害福祉課） 9,913
		20扶助費 9,913
		障害児通所給付費 9,913

第3款 民 生 費











第14号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 31 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成31年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 179,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,605,374千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 都 支 出 金		4,952,223	163,354	5,115,577
	1 都 補 助 金	4,952,222	163,354	5,115,576
7 繰 入 金		1,052,098	16,346	1,068,444
	1 他 会 計 繰 入 金	1,052,097	16,346	1,068,443
歳 入 合 計		7,425,674	179,700	7,605,374

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		4,763,597	179,700	4,943,297
	1 療 養 諸 費	4,210,331	133,560	4,343,891
	2 高 額 療 養 費	514,030	42,409	556,439
	4 出 産 育 児 諸 費	28,575	3,731	32,306
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		2,476,543	0	2,476,543
	1 医 療 給 付 費 分	1,702,210	0	1,702,210
5 保 健 事 業 費		103,413	0	103,413
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	91,153	0	91,153
歳 出 合 計		7,425,674	179,700	7,605,374





歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 5 款 都 支 出 金 (補正額 163,354 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	4,952,222	163,354	5,115,576		
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	4,859,031	166,019	5,025,050		
					1 普 通 交 付 金	175,969
					2 特 別 交 付 金	△9,950
	2 市 町 村 国 民 健 康 保 険 都 費 補 助 金	93,191	△2,665	90,526		
					1 市 町 村 国 民 健 康 保 険 都 費 補 助 金	△2,665
	計	4,952,223	163,354	5,115,577		

第 7 款 繰 入 金 (補正額 16,346 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,052,097	16,346	1,068,443		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,052,097	16,346	1,068,443		
					1 一 般 繰 入 金	△4,210
					2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (保 険 税 軽 減 分 )	2,619
					3 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (保 険 者 支 援 分 )	15,137
					4 出 産 育 児 一 時 金 繰 入 金	2,800

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	175,969
現年度分	175,969
(保険年金課)	△9,950
保険者努力支援分	△3,681
特別調整交付金分(市町村分)	△4,855
特定健康診査等負担金	△1,414
(保険年金課)	△2,665
市町村国民健康保険都費補助金	△2,665

第5款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	△4,210
一般繰入金	△4,210
(保険年金課)	2,619
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	2,619
(保険年金課)	15,137
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	15,137
(保険年金課)	2,800
出産育児一時金繰入金	2,800

第7款 繰 入 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	計	1,052,098	16,346	1,068,444		

(單位：千円)

説	明
---	---

第7款 繰 入 金



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	133,560	1 一般被保険者療養給付費（保険年金課） 133,560
		19負担金補助及び交付金 133,560
		一般被保険者療養給付費 133,560
19 負担金補助及び交付金	42,409	1 一般被保険者高額療養費（保険年金課） 42,409
		19負担金補助及び交付金 42,409
		一般被保険者高額療養費 42,409
19 負担金補助及び交付金	3,731	1 出産育児一時金（保険年金課） 3,731
		19負担金補助及び交付金 3,731
		出産育児一時金 3,731

第2款 保 険 給 付 費











第15号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成 31 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成31年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 2 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第 1 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城南多摩駅周辺地区事業費	39,000

第16号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成 31 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成31年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,736,743千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩



# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		716,909	74,451	791,360
	1 繰入金	716,909	74,451	791,360
6 諸収入		171	345	516
	4 雑入	8	345	353
歳入合計		1,661,947	74,796	1,736,743

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び交付金		1,575,526	74,796	1,650,322
	1 広域連合負担金	1,575,526	74,796	1,650,322
歳出合計		1,661,947	74,796	1,736,743



歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

第 3 款 繰 入 金 (補正額 74,451 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 入 金	716,909	74,451	791,360		
	1 一般会計繰入金	716,909	74,451	791,360		
					1 一般会計繰入金	74,451
	計	716,909	74,451	791,360		

第 6 款 諸 収 入 (補正額 345 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	8	345	353		
	1 雑 入	8	345	353		
					1 雑 入	345
	計	171	345	516		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 保険基盤安定等繰入金	74,451 74,451
第3款 繰 入 金	

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 平成30年度保険料未収金補填分負担金返還金	345 345
第6款 諸 収 入	





第24号議案

東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

福生病院組合の名称が変更されることに伴い、東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。



## 東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合理約（昭和40年4月1日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中及び別表第2地方公共団体の項第1区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

### 附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 第25号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

### (提案理由)

福生病院組合が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第1項の企業団へ移行することに伴い、同組合より東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退したい旨の申請があったため、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出する。

## 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合」を「多摩ニュータウン環境組合」に改める。

### 附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第26号議案

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

福生病院組合の名称が変更されることに伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

## 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年2月29日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中及び別表第2選挙区の項第1区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

### 附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第27号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合の保険料の軽減に係る経費について、関係区市町村が負担金として支弁する措置を令和3年度まで実施するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成30年度分及び平成31年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「平成30年4月1日現在」を「令和2年4月1日現在」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。